

別表第 1

生産品目		調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県から産出する	府事経業に不出る	産長経業に不出る	産局から産出する	経業か済大提る
		事業所	特定事業所									
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼 銑鉄、フェロアロイ粗鋼半製品、鍛鋼、鋳鋼	全部	全部	鉄鋼月報(その一)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
	普通鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	鉄鋼月報(その二)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
	普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	全部	全部	鉄鋼月報(その四)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
		上記以外のもの	全部	鉄鋼月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長				翌月十五日	
				鉄鋼月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長				翌月十五日	
		磨棒鋼線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、亜鉛めっき硬鋼線	全部	銑鉄等を生産するもの	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				上記以外のもの	二部	翌月十日	経済産業局長				翌月十五日	
	特殊鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
	特殊鋼冷間仕上鋼材	全部	全部	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
		全部	全部	鉄鋼月報(その五)	二部	翌月	経済産業局長				翌月十五日	

			上記以外のもの			十日	業局長		十五日
					鉄鋼月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 P C 鋼線 ピアノ線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線	銑鉄等を生産するもの		鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のもの		鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	鋼管	普通鋼管 特殊鋼管	銑鉄等を生産するもの		鉄鋼月報(その六)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のもの		鉄鋼月報(その六)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
					鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のもの		鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	鉄管		全 部		鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	鉄鋼加工製品	鋼 P C 鋼より 金鉄く 電気溶接 ドラム 十八リットル 食一般	銑鉄等を生産するものであって従事者二十名以上のもの		鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のものであって従事者二十名以上のもの		鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
一般機械器具	ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。)	内 燃 機 関 ボ イ ラ 蒸 気 タ ー ビ ン ガ ス タ ー ビ ン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
					経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
	土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	土 木 建 設 機 械 鉱 山 機 械 破 碎 機	装軌式トラクタ(ブルドーザに限る。) 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 破碎解体機械 破砕せんく岩機	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
					経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
化学機械及び貯蔵槽	化 学 機 械	ろ 過 機 器 分 離 機 器 集 じん 機 器 熱 交 換 器 混合機、かくはん機及		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日

		び粉碎機 反 応 用 機 器 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器									
	貯 蔵 槽		従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 三)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
製紙機 械、プ ラスチ ック加 工機 械、印 刷 ・製 版 ・製 本 及 び紙 工機 械	製 紙 機 械 プ ラ ス チ ッ ク 加 工 機 械	射出成形機(手動式を 除く。) 押 出 成 形 機 押 出 成 形 付 属 装 置 プ ロ ウ 成 形 機	従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
	印 刷 機 械 製 版 機 械 製 本 機 械 紙 工 機 械			従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
				従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
ポンプ 、圧縮 機及び 送風機 (自動 車用、 二輪自 動車用 及び航 空機用 のもの を除く 。)	ポンプ(手動式及 び消防ポンプを除 く。) 真 空 ポ ン プ 圧 縮 機 送 風 機 (排 風 機 を 含 み 電 気 プ ロウ を 除 く。)		従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 六)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 六)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 六)	二部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣			
油圧機 器及び 空気圧 機器(航 空機用 のもの を除く 。)	油 圧 機 器 空 気 圧 機 器		従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 七)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 七)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 七)	二部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣			
運搬機 械及び 産業用 ロボット	ク レ ー ン 巻 上 機 コ ン ベ ヤ エレベータ(自動 車用を除く。) エ ス カ レ ー タ 機 械 式 駐 車 装 置 自 動 立 体 倉 庫 装 置 産 業 用 ロ ボ ッ ト		従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 八)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 八)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
動力伝 導装置	固 定 比 減 速 機 (自動車用、二輪 自動車用、自転車 用及び航空機用 のものを除く。) 歯 車 (粉 末 や 金 製 品 を 除 く 。) スチールチェーン		従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 九)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 九)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
農業用 機械器 具及び 木材加 工機 械	農 業 用 機 械 器 具 木 材 加 工 機 械	整地用機器及び付属品 栽 培 用 機 器 管 理 用 機 器 収 穫 調 整 用 機 器	従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 十)	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日	
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 十)	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日		
		経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十)	二部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣					
金属工	旋 盤		従事者百名以		機械器具月報(その		翌 月	経済産		翌 月	

作機械	研削盤 歯切り盤及び歯車 仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作 機械		上のもの	十一)	二部	十日	業局長	十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十一)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十一)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
金属加工機械 及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 二次金属加工機械 ダイガストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械 及び装置	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十二)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十二)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十二)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
食料品 加工機械、包装 機械及び荷造 機械(手動式 のものを除く。)	食料品加工機械 包装機械及び荷造 機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十四)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十四)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十四)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
事務用 機械	電子式卓上計算機 謄写機(謄写版を 除く。) 複写機(ジアソ式 等を除く。) 事務用印刷機(B 3版未満のオフ セット印刷機) 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十六)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十六)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十六)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
マシン 及び繊維機械	マシン	家庭用マシン 工業用マシン	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
繊維機械			従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
冷凍機 及び冷凍機 応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケ ース フリーザ(業務用冷凍 庫を含む。) 除湿機 製氷機 チリングユニット(ヒ ートポンプ式を含む。) 冷凍・冷蔵ユニット	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十八)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十八)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十八)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	